

副

平成 16 年(行ウ)第 15 号

原 告 市民オンブズパーソン栃木外 2 名
被 告 宇都宮市上下水道事業管理者外 1 名

2008(平成 20)年 7 月 16 日

被 告 宇都宮市上下水道事業管理者
上下水道局長 津 田 利 幸

代理人弁護士 渋 川 孝 夫

指定代理人 上 吉 原 正 弘

指定代理人 小 嶋 和 司

指定代理人 篠 崎

宇都宮地方裁判所第 2 民事部御中

最 終 準 備 書 面(その一)

第 1 はじめに

本件訴訟における原告らの請求は

- (1) 地方自治法 242 条の 2 第 1 項 1 号にもとづく負担金支出の差し止め(請求の趣旨第 1 項及び第 3 項)、
- (2) 同法 242 条の 2 第 1 項 3 号にもとづく怠る事実の違法確認(請求の趣旨第 2 項)、
- (3) 同法 242 条の 2 第 1 項 4 号にもとづく損害賠償請求(請求の趣旨第 4 項)、

であるが、それらはいずれも理由がないかそもそも申立 자체が不適法である。

第2 前提となる事実

1 第5期水道拡張事業

宇都宮市は北関東の中心都市として発展を続け、昭和59年には人口40万人を突破し、それとともに都市化が進み生活様式も少なからず変化し、同時に水需要は増加の一途をたどることが予想された。また水道が普及されていないいわゆる未給水地区においては、安定した水の供給が強く要望されていた。なお、宇都宮市における水道事業の沿革概要は別紙1資料「宇都宮市における水道事業の沿革概要」記載のとおりである。

こうした事情を背景に、昭和58年度に将来の水需要に対応するため宇都宮市は水需要予測調査を実施したところ、新たな拡張事業の必要性が生じた。そこで、宇都宮市は昭和59年3月に「宇都宮市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を改正する条例案」、具体的には給水区域を拡張し、給水人口を525,700人、また1日の最大給水量を310,000立方㍍とする条例案を議会に提出した。この条例案は議会で承認され、次いで同年3月厚生省から水道法第10条の規定に基づく認可を受けた。そして、ここに正式に計画給水人口を525,700人、計画1日最大給水量を310,000立方㍍とする第5期水道拡張事業が、昭和59年度を初年度、また最終年度を昭和70年度としてむこう12か年継続して施行されることとなった。

同時に、その後増加するであろう水需要に対応する水源として、宇都宮市は、国が昭和57年度から実施調査を開始した前述の湯西川ダムからの取水〔0.61立方㍍/秒(52,700立方㍍/日)〕と栃木県営鬼怒水道用水供給事業からの受水〔0.324立方㍍/秒(28,000立方㍍/日)〕に依存することとした。

2 第6期水道拡張事業

ところで、第5期水道拡張事業が完成したとしても宇都宮市北西部には依然として未給水地域が残っていたため、市民皆水道を実現し、あわせて高水準の水道の構築をめざそうと、新たな整備計画の策定が必要となった。そこで、宇都宮市は改めて平成4年度に水需要予測を実施し、その結果をふまえ平成6年3月に宇都宮市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を改正する条例案を議会に提出した。この条例案は、給水区域を拡張すると同時に、給水人口を565,300人と、また1日最大給水量を320,000立方㍍とするもので、議会での承認を経て、次いで同年3月に水道法第10条に基づく厚生省の認可を受けて、ここに計画給水人口を565,300人と、計画1日最大給水量を320,000立方㍍と、また平成6年度を初年度、平成18年度を最終年度とする第6期水道拡張事業として開始された。

しかし、その後のバブル崩壊後の景気低迷など社会経済情勢の変化により、第6期水道拡張事業の基本となる水需要はその実績が計画を下回るという現象が生じた。そこで、宇都宮市は平成10年度に改めて水需要予測調査を実施した。その結果、今後の水需要は従来のような高い経済成長に伴う大きな需要増は考えにくいものの、大規模開発などによる人口の増加や水洗化、核家族化及び井戸水併用者転換に伴い水量の増加が予想され、長期的には緩やかな増加基調で推移することが見込まれた。こうした予測にもとづき、宇都宮市は平成12年3月に宇都宮市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を改正する条例案を議会に提出した。この条例案の骨子は、給水人口を550,700人、1日最大給水量を310,000立方㍍とするもので、すでに実施中の第6期拡張事業は議会の承認を受け変更された。すなわち、計画給水人口を550,700人、計画1日最大給水量を310,000立方㍍とするもので、従前の計画を下方修正した。同時に計画目標年次も平成18年度から平成32年度に延長された。

その後、宇都宮市では平成14年度に、宇都宮市が目指す将来像を実現するために必要な施策を具体的に明らかにした、平成9年度策定の「第4次宇都

「宮市総合計画」が改定されたが、その中で将来推計人口が下方修正されていた。これをうけ、水需要についても、将来人口や経済フレームと整合を図る必要が生じた。そこで、平成14年度に再び水需要予測の見直しを行い、その見直しによって、計画給水人口は490,500人、計画1日最大給水量は226,000立方㍍と修正された。こうした修正にもとづき、宇都宮市は水源構成の見直しを行い、湯西川ダムからの計画取水量を0.61立方㍍/秒（52,700立方㍍/日）から、0.3立方㍍/秒（25,900立方㍍/日）に減量した。そのうえで、宇都宮市は平成16年度3月に、給水人口を490,500人、1日最大給水量を226,000立方㍍とする条例案を議会に提出し承認を得た。以上のような経過をたどって、宇都宮市は平成15年度に第6期水道拡張事業の再変更を行いそれを水需要と均衡のとれるものとした。

3 現在の水源構成

平成14年度に行った水需要予測見直しの結果、計画1日最大給水量は従来の310,000立方㍍から226,000立方㍍となり、これに伴いこの226,000立方㍍を確保するための水源の構成についても見直しが必要となった。そこで、平成14年度に地下水能力調査を実施するとともに、平成15年度に各水源の状況、水源費、維持管理費等のコスト、将来の安定性などを総合的に勘案し見直しを行った。

その結果は下表「平成15年度の水源構成の見直し結果」記載のとおりである。まず川治ダム水源及び今市水源並びに栃木県営鬼怒水道用水供給事業からの受水（県からの受水）については、水質や浄水能力に問題がなく、しかも安定した基幹的水源であることから従来どおりの量を取水することとした。次に、地下水源である宝井・白沢水源については、供用開始後すでに長期間が経過しただけでなく水源地周辺の環境変化により取水能力が低下していることが明らかとなつた。そこで、地下水位観測調査や地下水能力調査を実施した。その結果、年間を通じて安定的に給水できる水量は、宝井水源が18,000立方㍍/日、また白沢水源が60,000立方㍍/日であることが判明した。しかし、宝井水源に

については水源地周辺の環境の変化のため、水源の原水から塩素消毒のみでは除去できない耐塩素性病原生物（クリプトスパリジウム）の指標菌が検出されるなど、水質汚染の恐れが認められたため、水質事故の未然防止という観点から平成16年11月に休止した。

このように以上4箇所の水源で確保可能な給水能力は、

川治ダム	100,000 立方㍍/日
今市	14,000 立方㍍/日
県からの受水	28,000 立方㍍/日
白沢	60,000 立方㍍/日

の合計202,000立方㍍/日で、前記計画1日最大給水量の226,000立方㍍には24,000立方㍍不足していた。こうした不足を補うため、また水源費や維持管理費等のコスト、将来の安定性などを総合的に勘案し、最終的には湯西川ダムから取水することとした。

[平成15年度水源構成の見直し結果]

(給水量ベース 単位:立方㍍/日)

*給水量とは、浄水場から需要者に給水できる水量である。

水源 名称	川治 ダム	今市	県から の受水	宝井	白沢	湯西川 ダム	計
前計画	100,000	14,000	28,000	41,000	77,000	50,000	310,000
現計画	100,000	14,000	28,000	0	60,000	24,000	226,000
増減	0	0	0	△ 41,000	△ 17,000	△ 26,000	△ 84,000

4 水道事業の現状（平成17年3月末現在）

以下のとおりである

- (1) 細水人口 475,518 人
- (2) 1 日最大給水量 198,060 立方㍍/日(平成 4 年度 1 日最大給水量
227,810 立方㍍/日)
- (3) 現在の給水能力 202,000 立方㍍/日
- (4) 水道普及率 97.62%

5 水利権について

ところで、宇都宮市に限るわけではないが、新たに河川から取水するためにはその河川管理者の許可を得なければならない(河川法第 23 条)。これが水利権と呼ばれるもので、現時点において宇都宮市が河川から新たに取水する場合、河川法第 23 条及び特定多目的ダム法第 3 条にもとづいてダム事業に参画しそこから取水量を確保するという方法に限られる。すなわち、宇都宮市が鬼怒川から取水しようとする場合、国が計画する湯西川ダム建設事業に宇都宮市もこれに参画することが法律上不可欠となっている。ちなみに、宇都宮市では既に川治ダムにおいて国直轄の川治ダム建設事業に参画し水源を確保しているという事情もある。このように、実は鬼怒川からの取水は湯西川ダムに先立って行われている。

さて、前述のとおり、平成 15 年度に実施した水源構成の見直しにより、現在では下記のとおり各水源から取水し給水を実施している。なお、1 日最大給水量についてそれが、湯西川ダムを除いた現給水能力 20 万 2 千立方㍍/日を上回ることが予測される。そこで、現在宇都宮市は湯西川ダムが完成し供用を開始するまでの間、国から暫定豊水水利権の設定を受け、この権利にもとづいて鬼怒川から取水しこれを給水している。なお、これはあくまで暫定であって、この権利にもとづく期間は、言うまでもないことであるが湯西川ダム建設事業の工期である平成 23 年度までとされている。なお、暫定豊水水利権とは、ダムの完成を前提に河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件が付された水利権で、水源が必ずしも安定的に確保されているわけ

ではないが、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に暫定的に国から許可されるもので、その許可期間1年とされている。要するに、宇都宮市は国からこうした暫定豊水水利権の設定を受け、既設水源のみでは不可避的に生ずる給水不足に対応することとした。ちなみに、宇都宮市においては平成16年11月から当面の間13,500立方㍍/日がこの暫定豊水水利権にもとづいて取水され供給されている。

記

平成17年度の状況(給水量㍑/日。単位は立方㍍/日である)

水源名称	川治ダム	今市	県からの受水	白沢	湯西川ダム (暫定豊水水利権)	計
現在	100,000	14,000	28,000	60,000	13,500	215,500

6 特定多目的ダム法との関連

(1) 経緯

- ① 宇都宮市では前述のとおり第5期水道拡張事業において、新たな水源である湯西川ダムから取水することになった。そこで、特定多目的ダム法(以下「特ダム法」という。)第15条の規定に基づき昭和60年7月に湯西川ダム使用権設定申請書を建設省に提出した。また、同年8月には同法第4条の規定にもとづき、建設大臣から湯西川ダム使用権設定予定者である宇都宮市長に対して「湯西川ダムの建設に関する基本計画の作成について」の意見の照会があり、宇都宮市は了承する旨回答した。昭和61年3月には同法第4条の規定にもとづき湯西川ダムの建設に関する基本計画が国から告示され、水道水を取水する宇都宮市、茨城県及び水道用

水・工業用水を取水する千葉県の各利水者が負担する額が定められた。ここでいう各利水者が負担する額とは、湯西川ダム建設に要する費用を各利水者がその取水量の割合に応じて負担する額の謂であって、宇都宮市の負担率は総事業費約 880 億円の 8.7 %となり、負担額は約 76 億 5,600 万円となった（乙 2 号証 9 頁）。

② 平成 11 年 1 月、当時の建設大臣から特ダム法第 4 条の定めにもとづき、湯西川ダム使用権設定予定者である宇都宮市長に対して「湯西川ダムの建設に関する基本計画の作成について」の意見の照会があった。この照会に対し宇都宮市は同意する旨回答した。その後、平成 12 年 5 月に建設省は同法第 4 条の規定にもとづき、「湯西川ダムの建設に関する基本計画」の変更を告示し、この結果工期は「昭和 73 年度」から「平成 23 年度」までの予定に延長された。

③ 一方、宇都宮市では新たな水需要予測の結果を踏まえ、平成 15 年度に水源構成を見直した。そして、湯西川ダムからの取水量を従前の 0.61 立方㍍/秒（52,700 立方㍍/日）から、0.3 立方㍍/秒（25,900 立方㍍/日）に減量することとし、あわせて特ダム法第 15 条の規定に基づいて、平成 15 年 11 月国土交通省に「湯西川ダム使用権設定変更申請書」を提出した。そして、同年 11 月に同法第 4 条の規定にもとづき国土交通大臣から湯西川ダム使用権設定予定者である宇都宮市長に対して「湯西川ダムの建設に関する基本計画の変更について」の意見の照会がなされた。同年 12 月に宇都宮市は同意する旨回答した。

平成 16 年 10 月、国土交通省が同法第 4 条の規定にもとづき、「湯西川ダムの建設に関する基本計画」の一部変更を告示し、宇都宮市の取水量は 0.61 立方㍍/秒（52,700 立方㍍/日）から、0.3 立方㍍/秒（25,900 立方㍍/日）に減量された。同時にこうした減量にともない宇都宮市が負担する割合、すなわち「負担率」が前記の 8.7 %から 5 %に引き下げられた。ただし、約 880 億円であった総事業費が約 1,840 億円となつたた

め、宇都宮市はその 5 %に相当する約 92 億円を負担することとなった（乙 3 号証）。

（2）宇都宮市の負担額

① 負担の根拠

宇都宮市では前述のとおり、現在湯西川ダム建設事業への参画を前提として国から暫定豊水水利権を取得してここから得られる水を供給している。こうした暫定豊水水利権は言うまでもないことであるが、現在及び将来において必要不可欠の水源である。このような見地から宇都宮市は特ダム法第 15 条に基づいて、前記のとおりダム使用権の設定予定者という地位を取得した。同時に宇都宮市は湯西川ダム使用権設定予定者として、同法第 7 条の規定にもとづいてダムの建設に係る費用の一部を負担することとなっている。なお、国土交通省では湯西川ダム建設事業において、事業費の縮減を図るためにコスト縮減に向けた各種の取組に努めている。

② 負担額

宇都宮市は前述のとおり総事業費約 1,840 億円の 5 %である約 92 億円を負担する。なお、平成 15 年 9 月 10 日から平成 16 年 9 月 9 日までに支出した負担金の合計は 6 億 2856 万 7000 円である。

7 水源地域対策特別措置法との関連

（1）水源地域対策特別措置法の目的

水源地域対策特別措置法（以下「水特法」という。）はその第 1 条において、「ダム又は湖沼水位調整施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の

水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。」と定め、さらにその第12条において、ダムにより利益を享受する所謂下流受益者に対してその整備事業に要する費用の一部を負担させることを認めている。

ところで、湯西川ダムに関する整備事業については以下のような経緯をたどっている。すなわち、

ア 昭和61年3月18日、湯西川ダムは、「水特法第2条第2項のダム、同条第3項の湖沼水位調節施設及び第9条第1項の指定ダムを指定する政令（昭和49年政令第273号）」の一部改正により、いわゆる九条指定ダムに指定された。

イ 平成9年11月17日国土交通大臣により塩谷郡栗山村大字西川、大字湯西川が水源地域としての指定を受け、その旨公示された。

ウ 平成10年1月30日内閣総理大臣は栃木県が策定した水源地域整備計画を最終的に決定した。

エ 平成10年5月12日水特法第12条に基づく下流受益者の経費負担についての協定等が関係者の間で締結された。

なお、水源地域の指定を受けて栃木県が作成し、内閣総理大臣が決定した整備事業の概要等は「利根川水系湯西川湯西川ダムに係る水源地域整備計画」（甲第11号証）に記されているとおりである。

(2) 前記のとおり、水特法は下流受益者に対して整備に要する費用の一部を負担させることができると定めている。そこで、整備事業の事業主体であ

り同時にダムの所在する栗山村の利益を代表する栃木県は、湯西川ダムにより利水又は治水上の利益を受ける者（いわゆる「下流受益者」）と協議してその負担する経費の一部を下流受益者に負担させることができるという水特法第12条の規定に基づいて、下流受益者である宇都宮市との間で平成10年5月12日、整備事業に要する経費の一部について、

「利根川水系湯西川湯西川ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（甲第12号証）

及び、

「利根川水系湯西川湯西川ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（乙第5号証）

を締結した。

(3) そして、これら協定及び覚書を締結した結果、宇都宮市は総負担金額169億981万7000円の14.43%に相当する約24億4000万円を負担することとなった。なお、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの負担額は1億6026万4000円である。

8 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業との関連

(1) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の目的

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「基金」という）は、利根川・荒川水系（湯西川も利根川水系の一部としてこれに入っている）における水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に必要な資金の貸し付け、交付等の援助及び調査を行うことにより、ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定、水没関係地域の発展に資することを目的として1都5県（東京都、千葉県、茨城県、群馬県、埼玉県、栃木県）によって昭和51年12月22日に設立された。

(2) その後の経緯は次のとおりである。

- ① 平成 5 年 2 月 19 日「湯西川ダム」が基金によって基金事業の対象ダムに指定された。
- ② 平成 6 年 3 月 17 日栃木県、茨城県、千葉県及び基金の間で「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費についての協定書」が締結された(乙第 6 号証)。
- ③ 平成 6 年 3 月 17 日栃木県知事と宇都宮市水道事業管理者との間で、「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る栃木県負担額の利水者負担に関する協定書」が結ばれた(乙第 4 号証)。

(3) 基金事業の費用負担に係る協定等

① 下流受益者負担に関する協定等

基金事業費の財源は次のように定められている。すなわち、利根川水系及び荒川水系に建設されるダムその他水資源の開発のための施設（以下「ダム等」という）ごとに、ダム等の建設により利益を受ける地方公共団体が事業に要する経費を出捐し、それを財源とする（乙第 4 号証「第 1、2 条」）。宇都宮市について言えば、宇都宮市は栃木県と上記協定を締結し、栃木県の負担分（15.2 %）を宇都宮市水道事業管理者が負担することとなっている。

② 宇都宮市水道事業管理者の負担額

(ア) 総負担額

基金事業の全体計画が未確定であることから、宇都宮市水道事業管理者の総負担額も未確定である。ただし、平成 16 年度までの事業費は 13 億

4229万6981円であって、宇都宮市水道事業管理者はうち2億402万9461円を負担した。

(イ) ちなみに平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に宇都宮市が支出した負担金の合計は5046万2590円である。

9 湯西川ダム建設事業参画の必要性

前述のとおり、宇都宮市が湯西川ダム建設事業へ加わることになった理由は、昭和59年度の第5期水道拡張事業策定時において実施した水需要予測調査の結果、増加する一方と予測される水需要を賄うためには、将来にわたって安定した水源を確保すること、そしてそのためには河川から新たに取水すること、同時にダム事業へ参画することが不可欠であったからである。その後、平成6年度の第6期水道拡張事業、また平成11年度の第6期水道拡張事業変更さらには平成15年度の第6期水道拡張事業再変更に至るまで、宇都宮市ではその各当時の社会情勢や水需給の動向を勘案しつつ適宜水需要予測の見直しを行い、その結果をもとにしてその都度湯西川ダムからの取水量を決定してきた。

なお、湯西川ダム建設事業の工期である平成23年度までの宇都宮市の全給水能力は20万2千立方㍍/日であるが、長期的な観点に立てば水需要は給水人口の増加、水洗化率の上昇、未普及地区における配水管の整備、井戸水から水道への転換、さらにはインターパーク宇都宮南や宇都宮テクノポリスセンター地区などの開発事業により緩やかに増加するものと見込まれており、今後の水需要は現在の水源能力20万2千立方㍍/日を超えるものと予測されている。

こうした事態をふまえ、宇都宮市は湯西川ダム建設事業への参画を前提とした暫定豊水水利権の設定を国から受け、現在鬼怒川から取水し給水している。このように湯西川ダムからの取水は、現在そして将来にわたり安定的給水を確保するためになくてはならないものとなっている。

また、現在の湯西川ダムからの取水量 0.3 立方㍍/秒（25,900 立方㍍/日）は、湯西川ダムの建設に関する基本計画の第 2 回変更（平成 16 年 10 月）時に変更されたものであるが、その変更に際しては、平成 14 年度の水需要予測の結果と地下水の能力調査の結果を踏まえ、平成 15 年度に各水源の状況や水源費、維持管理費等の浄水コストその他将来の安定性などを総合的に勘案し、「第 2 第 3 項」で詳論しているとおり必要に応じて水源構成を見直してきた。

このように宇都宮市にとって、湯西川ダム建設事業に参画し現在及び将来にわたって必要な水源を確保して安定給水を図ることが、市民生活の維持に必要不可欠なものとなっている。宇都宮市が湯西川ダム建設事業に参画する所以である。

10　まとめ

以上指摘してきたとおり、宇都宮市として将来にわたり安定した給水ができるよう必要な水源を確保するためには湯西川ダムに依存する以外に選択の余地はない。なお、湯西川ダム建設事業への参画にあたっては市民の代表たる議員で構成される市議会での議決を経ていることは言うまでもない。また、多目的ダムである湯西川ダムからの取水を受けるためには特ダム法第 15 条に基づくダム使用権の設定を受けることが必要であり、同時にダム使用権の設定予定者となった者は同法第 7 条第 1 項の定めに従いダム建設費を負担しなければならない。

さらに、湯西川ダムは水特法第 9 条が規定する「その建設により水没する住宅の数が特に多いダム」に指定されている関係上、「その指定されたダムを利用し、河川の流水を水道等の用に供することが予定されている者に対し協議の上で同法の整備事業に係る経費の一部を負担させることができる」と定める同法 12 条の規定にもとづいて、宇都宮市は同法の水源地域整備計画の作成者である栃木県と協議の上協定書を締結し負担金を支払っているものである（甲第 12 号証）。

以上のとおり、宇都宮市が湯西川ダム建設事業に参画するという施策は十分合理的根拠があることはもちろん、その事業に係る負担金を支出することは、法的根拠にもとづくものであって何ら違法な点はない。

第3 財務会計行為

1 本訴請求のうち請求の趣旨第4項にもとづく請求は地方自治法242条の2第1項4号請求訴訟つまり当該職員に損害を請求することを求める訴訟であり、それは一般的に地方公共団体がその職員の違法な財務会計行為によって損害を被ることを防止し、あるいは被った損害を回復する手段を設け、これによって地方公共団体が適正な財務会計処理を行うことを保障することを目的としているのであって、その対象は地方公共団体の違法な財務会計行為とされている。そして当該職員に財務会計上の損害賠償を求めることができるのは、最高裁が「地方自治法242条の2第1項4号の損害賠償責任を問うことができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、その原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」(最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁)と指摘するとおり、当該職員の行為が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られる。したがって、本件訴訟にあっては、当該職員つまり、宇都宮市長及び宇都宮市上下水道事業管理者がこうした財務会計法規が定める義務に違反しているか否かが吟味されなければならない。

ところで既述のところであるが、本件訴訟で対象となっている財務会計行為は、

- (1) 特定多目的ダム法(以下「特ダム法」という)第7条にもとづく建設負担金(以下「特ダム負担金」という)
- (2) 水源地域対策特別措置法(以下「水特法」という)第12条にもとづく

水源地域整備事業の経費負担金(以下「水特負担金」という)

- (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(以下「基金」という)の事業
経費負担金(以下「基金負担金」という)

の三つである。そしてやはり既述のことであるが、特ダム負担金は特ダム法の、水特負担金は水特法の規定にもとづき、また基金負担金は栃木県と宇都宮市上下水道事業管理者の間で結ばれた「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る栃木県負担額の利水者負担に関する協定書」(乙第4号証。以下「基金協定書」という)の定めるところにもとづいて支出される。

- 2 さて、これら支出が具体的にどのような経緯を経て行われるか以下述べるに、まず特ダム負担金に関しては、国土交通大臣から宇都宮市長に対し納入通知が発せられ、これを受けた宇都宮市ではその水道事業会計に関する執行権限を有する宇都宮市上下水道事業管理者が、地方自治法第232条の3の規定にもとづき支出負担行為を決議する。ここにおいて当該支出が債務として確定される。次いで、国土交通省から宇都宮市へ納入告知書が送付され、これを受ける地方公営企業法27条の規定にもとづき宇都宮市上下水道事業管理者は支出命令を発し支出する、つまり国庫に納付する。

水特負担金についてもほぼ同様である。すなわち栃木県知事から宇都宮市長にあてて、負担金請求書が発せられ、これを受けた宇都宮市ではその水道事業会計に関する執行権限を有する宇都宮市上下水道事業管理者が、地方自治法第232条の3の規定にもとづき支出負担行為を決議する。そして、ここにおいて当該支出が債務として確定される。次いで、栃木県から宇都宮市へ納入通知書が送付され、これを受ける地方公営企業法27条の規定にもとづき宇都宮市上下水道事業管理者が支出命令を発し支出する、つまり栃木県に納付する。

以上のとおり、これら二口の支出はいずれも宇都宮市上下水道事業管理者名で水道事業会計から支出される。

最後に基金負担金についてであるが、栃木県と宇都宮市上下水道事業管理者の間で結ばれている前記「基金協定書」にもとづき、栃木県の負担額は宇都宮市上下水道事業管理者が負担する。そこで、まず基金から栃木県知事あてに負担金振込通知書が送付される。栃木県からこの通知を受けた宇都宮市上下水道事業管理者は地方自治法 232 条の 3 の規定にもとづき支出負担行為を決議する。ここにおいて当該支出が債務として確定する。次いで基金から宇都宮市上下水道事業管理者に請求書が送付され、地方公営企業法 27 条の規定にもとづいて宇都宮市上下水道事業管理者が支出命令を発し、基金に納付する。なお、この基金負担金についても前記特ダム負担金及び水特負担金同様、宇都宮市上下水道事業管理者が水道事業会計から出捐する。

3 以上明らかなとおり、例えば特ダム負担金は、国土交通大臣の納付の通知にもとづき宇都宮市上下水道事業管理者において支出負担行為が起こされ、さらに国土交通省の納入告知にもとづいて宇都宮市上下水道事業管理者から国に納付される。言うまでもないことであるが、こうした負担金は宇都宮市議会で議決された予算にもとづいて、納入通知納入告知された額を国庫に納付するのであって、そこにこの額を増減する余地はなく、もし宇都宮市上下水道事業管理者がその負担金を納期限までに納付しない場合、特ダム法 7 条 1 項及び地方財政法 19 条違反となりかねず、その場合国税滞納処分の例にならって滞納処分を受ける(特ダム法第 36 条)。ことは水特負担金についても同様である。違いがあるとすれば負担金請求書・納入通知書を発するのが栃木県知事というだけのことであり、負担金請求・納入通知を受けた宇都宮市はその支出を拒むことはできず、その支出を義務づけられている。

また、基金負担金については前述のとおり、支出の流れや、請求書が宇都宮市上下水道事業管理者に発せられるという点で特ダム負担金や水特負担金と異なる点があるものの、基本的な支出の手続についてこれら二者と違いは

ない。すなわち、「基金協定書」にもとづいて支出するのであって、負担額の支出を拒否することはもとより、その裁量によって額を増減する余地はない仕組みになっている。そして、最終的には納付期限までに納付することが義務づけられている。言うまでもないことであるが、この場合も市議会で議決された予算にもとづいて支払われる。

4 以上のとおり本件において問題となっている三つの支出すなわち特ダム負担金、水特負担金、基金負担金のいずれも適正かつ適切に支出されたものであって、財務会計法規上そこに義務違反その他違法な点は全くない。また、裁量権の濫用・逸脱がないことも明らかである。

5 ところで、原告らは宇都宮市にあっては水余りの状況にあり、新たな利水の必要はなく、したがって新たなダム使用権の必要はないということを根拠に、本件負担金等の支出は必要のない経費支出を禁じた地方自治法第2条14項、地方財政法第4条1項に違反すると主張するので、この点については被告の見解を明らかにしておくに、まず指摘されるべきことは、地方公共団体は毎年度限られた予算の範囲内でどの分野にどの程度の予算を配分するか、そしてそれをどのように執行するかその時々の社会的経済的背景や状況を勘案しつつ、住民の選挙で選ばれた長及び、議員で構成される議会が政策判断にもとづいて決定する。それは例えば雇用・景気対策、介護、少子対策、環境、自然災害、その他産業の振興等についてその時点での社会的経済的状況や情勢にもとづいて総合的に判断される。そしてその際重要なことは、地方自治法1条の2第1項、2条14項が規定するよう、予算の範囲内においてまた全体の財政運営の中で住民福祉の増進という観点から、最小の経費で最大の効果をあげることが求められる。このように地方自治法第2条14項の規定は、その時々の経済・社会的状況を考慮しつつ、住民によって選出された長や議員で構成される議会の政策判断にもとづいて、予算の額そしてその配分が決定されるということを前提に、その議決という意思決定に際してまた決定された予算の執行に当たって地方公共団体が準拠すべき指針として示されたいわゆる訓示規定と解されている〔長野士郎「逐条地方自治法」第

8 次改訂新版 46 頁(昭和 45 年)、松本英昭「新版逐条地方自治法」第 3 次改訂版 50 頁(平成 17 年)]。実際、雇用の面について問題が生ずれば、従来に比して雇用対策費は増額されるであろうし、逆に農村の基盤整備が一応達成されればその後の経費は削減されるであろう。しかし、そうしたことは公共団体の長及び議会がその政策判断の中で決定することであり、そしてその際の指針となるのが地方自治法第 2 条 14 項にはかならない。このように同法の規定は同法にいう住民訴訟の財務会計法規としての性格を持ち合わせてはいない。こうした意味において地方自治法 2 条 14 項を根拠として提起された本件訴訟はそもそも不適切と言うべきであろう。

6 なお、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と規定する地方財政法第 4 条 1 項はそもそも予算の執行権限を有する財務会計担当職員を対象としたもの、換言するなら同条は前記地方自治法 2 条 14 項の趣旨を執行の場面において具体化したもので、議会で議決された予算について、「本来歳出予算は執行機関に支払いを可能ならしめ、かつ、支出の最高限度として執行機関を拘束するものであって、支出額自体を定めるものでなく、そこで同項は予算の執行においてもこの目的達成のため必要かつ最小限度をこえて支出してはならないとするものである。予算の執行段階における基本原則を定めたもの」とされている〔石原信雄「地方財政法逐条解説」30 頁(昭和 61 年)〕。このように支出の目的の当否については地方財政法第 4 条 1 項が直接規制するものではなく、「具体的な支出が当該事務の目的・効果と関連せず、又は社会通念に照らして目的・効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する財務会計職員に与えられた裁量を逸脱してなされたものと認められるとき」に限り、予算執行機関の予算の執行が違法とされる(東京地判平成 9 年 4 月 25 日判時 1610 号 59 頁)。

7 このように地方財政法 4 条 1 項は予算の支出につき、個々の具体的な事情のもとで最も少ない額をもって目的を達成するように努めるべき義務を予算執行機関に課すことによりその裁量に枠を加えたものと言うべきであって

同法4条1項も、前記地方自治法2条14項と同じように、地方自治法上の住民訴訟の財務会計法規としての性格を有してはいない。そして既述のことだが、本件三つの負担金(特ダム負担金、水特負担金、基金負担金)の支出はいずれも国土交通大臣や栃木県知事などからの納入通知・告知にもとづいて定められたもので、宇都宮市長や宇都宮市上下水道事業管理者にその支払いを拒みあるいはその額を増減する裁量の余地はないのであるから、こうした公金の支出について地方財政法第4条1項違反という事態が生ずることはありえない。なお納入通知・告知が違法無効でないことは多言を要しまい。

8 次に原告らは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という)の規定を根拠として、その請求を正当化しようと試みているが、こうした主張はやはりそれ自体理由がないと言わなければならない。まず、この政策評価法の目的はその第1条にもあるとおり「行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図り、「効果的かつ効率的な行政の推進に資する」ことであって、その評価のあり方については「適時にその政策効果を把握し、これを基礎として必要性、効率性又は有効性の観点その他、当該諸政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価」し、「その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」(同法第3条1項)と規定し、あわせて同法第2条は「行政機関」を定義している。つまり政策評価法は同法第2条が定めている行政機関に対し、その実施する政策について客観的かつ厳格に評価を行いその結果を当該政策に反映させることを求め、同時に評価の在り方、評価の結果の取扱い、そしてその具体的な手続を定め、最終的には、評価書を作成し、これを公表するとともに評価の結果が政策にどのように反映されているかその状況を公表すると定めている。なお、念のため付言するに、ここにいう「行政機関」に宇都宮市のような地方公共団体は含まれていない。

このように政策評価は政策の評価に関する基本原則を定めた法規であってそれによってただちに行政機関に対して具体的な権利を与え又は義務を課す

といった性格を有するものではない。結局、政策評価法も既にふれた地方自治法第2条14項や地方財政法第4条1項の規定と同じように住民訴訟における財務会計法規としての規範性を有していないと言うべきである。こうした意味において政策評価法の規定にもとづいてその請求を理由あらしめようとする原告の主張はそれ自体失当と言わなければならない。

なお、一言ふれておくに、宇都宮市上下水道局では国庫補助を受ける水道施設整備事業について、厚生労働省が定めた「水道施設整備事業の評価実施要領」にもとづいて既に再評価を実施している。言うまでもないことであるが、宇都宮市上下水道局ではこうした制度が導入された後はもちろん、導入前からも水道拡張事業については必要に応じ見直しを実施し、それにもとづき計画を修正するなど実質的に評価を行ってきており、その詳細は被告の2005(平成17)年11月28日付準備書面(2)3ないし7頁において述べられているとおりである。

このように宇都宮市は水道拡張事業について必要に応じて見直しを実施し、そのうえでそれまでの計画を修正し、現実の水需要に対応してきている。これはとりもなおさず、水道拡張事業に関しては、評価が行われその結果が改めて水道事業に反映されることにはかならず、原告らの指摘は全くの的はずれと言わねばなるまい。なお、以上述べたことからも明らかなどおり、こうした水道拡張事業の見直しそして計画の修正が決して漫然と行われているものではない。

第4 差止請求

1 次に原告らの請求の趣旨第1項は地方自治法第242条の2第1項1号にいわゆる差止請求であるところ、同法第6項は同時に「差止は当該行為を差止めることによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときはすることができない」と定めている。これは平成14年の改正にともなって新たに追加

された条項であって、かつては同法 242 条の 1 項本文において、訴訟要件と考えるべきか見解の相違が存したが、差止は「当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合であって」(同法 242 条 1 項)かつ「当該行為により地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合」(同法 242 条の 2 第 1 項本文)に可能とされていた。このように法律の規定が変わり、現行法のもとでは差止が人の生命身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるかどうかということが検討されるべきこととなる。

2 ただし、注意しなければならないことであるが、この場合公金の支出(本件では特ダム負担金、水特負担金、基金負担金の三つである)が、財務会計法規に違反する違法なものでなければならないということである。これは地方自治法第 242 条の 2 第 1 項本文の「違法な行為又は怠る事実につき訴えをもって次に掲げる請求をすることができる」という規定からも明らかである。ところでこの点については既に 1 号請求の箇所で述べたとおり、本件訴訟で差止の対象となっている三つの負担金支出は財務会計法規上の義務に反する違法なものではない。したがって、地方自治法第 242 条の 2 第 6 項に定められている要件の該当性を審理するまでもなく、換言するならこれら三つの負担金の支出には何ら違法事由は有しないのであるから、その余の点を論ずるまでもなく、原告らの差止の請求は理由がないものとして退けられなければならない。

第5 惰る事実の違法確認(ダム使用権設定予定者)

1 請求の趣旨第 2 項に所謂ダム使用権が物権であるとしても、それは国土交通大臣の設定行為によって初めて発生する(特定多目的ダム法 17 条)。しかし、本件にあってはダム使用権設定の申請段階にとどまり、設定がなされたわけではなく、いまだ権利として発生していない。この意味で、「財産」(地方自治法第 237 条第 1 項)と言えないことは明らかである。

- 2 また、仮に宇都宮市が何らかの権利義務を有するとしても、宇都宮市は言うなればダム使用権の設定予定者の地位にあるにすぎず、それがやはり前記「財産」〔公有財産(同法第238条)、物品(同法第239条第1項)、債権(同法第240条第1項)、基金(同法第241条第1項)〕に該当しないことは多言を要しないところである。
- 3 結局、原告らが主張する「ダム使用権の設定を受けるべき地位」というものはいかなる意味においても、地方自治法第242条第1項に所謂「財産」には該当しない。したがって、当該「権利」の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める訴えは、財産の管理を怠る事実(地方自治法第242条第1項)という違法確認の対象を欠いており不適法というべきである。
- 4 確かに原告らが指摘するとおり、湯西川ダム建設負担金、湯西川ダム水特法事業負担金及び湯西川ダム基金事業負担金はいずれも宇都宮市上下水道局の総勘定元帳内訳簿に記帳され、資産として計上されているが、(目)にもあるようにそれは「仮勘定」にすぎず、帳簿上資産と計上されているからといって、地方自治法のうえでも財産として扱われるというわけでは決してない。原告らの主張は理由がない。
- 5 すなわち、宇都宮市の「ダム使用権はまだ設定されていないため財産ではない」という主張に対し、原告はダム建設負担金は、総勘定元帳内訳簿の固定資産(建設仮勘定)に計上されているため資産であり、すなわち財産であると反論している。そこで、以下建設仮勘定に計上されたダム建設負担金(本件負担金)は、住民監査請求上の「財産」に当たらないことを明らかにする。
- 6 地方自治法における「財産」
- (1)地方自治法上、「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金であ

り、普通地方公共団体の所有に属する財産権の対象となるもので、不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券、金銭債権等は、財産に入る所以あるが、歳計現金は、普通地方公共団体の所有に属するものであっても、財産の範囲から除外され、別途その出納保管に関する規定に基づき管理されることとなっている。また、法律上形成過程にあり、未だ法律上の権利として確立していない権利は、たとえ財産権の対象となるものであっても、財産の範囲に含められていない〔松本英昭「新版地方自治法」(第3次改訂版。平成17年)853頁〕。

(2) また、地方自治法第242条第1項に所謂「財産の管理」とは、「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」であるとされている(最判平成2年4月12日民集44巻3号431頁)。すなわち、財産管理行為とは、自らが財産的価値に着目し、維持・保全を行う行為にほかならない。

(3) ところで、ダム使用権は、物権と見なされているが(特定多目的ダム法第20条)、この権利は国土交通大臣がダム使用権の設定予定者にその設定をしたときに初めて創設されるものであって(同法17条)、未だ権利として発生していない、すなわちダム使用権設定の申請の段階では単に設定予定者の地位にとどまるにすぎず、設定予定者の地位は「公有財産」に該当しない。また、ダム使用権の設定予定者に生じる権利義務は金銭の給付等を目的とする権利ではなく、この意味においても「債権」にはあたらぬ。さらに、「物品」又は「基金」でないことは多言を要しない。

7 原告の主張する「財産」と「資産」の関係について

さて、地方公営企業に関して、地方公営企業法第20条において計理の方法を、また第33条において資産の取得、管理及び処分について、それぞれ規定を設けている。しかし、それぞれが定める資産の範囲には必ずしも同じというわけではなく、実際、両者を比べると後者の範囲は前者に比べ小

さいことが看取される。言い換えるなら、第33条における資産の範囲は、第20条における資産の範囲の一部を構成するにとどまっている。

また、地方公営企業法における資産のすべてが地方自治法の財産としての適用を受けるわけではない。地方公営企業法第33条の定義する資産とは、地方自治法における財産である「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」と、地方自治法における物品には含まれない現金及び現金に代えて納付される証券と解することができる。したがって、地方公営企業法第33条よりも広い範囲を定義する同法第20条の資産は、当然、地方自治法における財産を含み、さらにそれよりも広い範囲を定義している。

なお、地方公営企業の資産のうち、住民訴訟の対象の一つである「財産」に該当するのは、地方自治法における財産である「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」、つまり地方公営企業法第33条における資産の一部にほかならない。

以上のとおり、原告の言う地方公営企業法第20条における「資産」は、地方自治法における「財産」よりも広い範囲を定義していることは明らかであり、原告の「地方自治法242条の『財産』という用語は、地方公営企業法に関しては、『資産』と読みかえられる」という主張は誤りといふほかない。

8 建設仮勘定に計上されている本件負担金について

これまでの前提是、地方公営企業法における「資産」は、地方自治法における「財産」よりも広い範囲で定義されているということである。この意味で当然のことながら「資産」ではあっても、「財産」にあたらないものがある。そして、繰り返すが「資産」のうち、住民訴訟の対象となるものは地方自治法上の「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」である。

これを本件負担金について当てはめてみると次のようになる。すなわち、まず、地方公営企業の資産は、地方公営企業法施行令第14条に基づき、「固定資産」、「流動資産」及び「繰延勘定」に区分される。そして、地方公営企業会計上、「固定資産」は、同法施行規則第2条2の別表第1号に定める勘定科目表に準じて規定した宇都宮市水道事業及び下水道事業会計規程（以下「規程」という。）第16条の別表第1により、「有形固定資産」、「無形固定資産」、及び「投資」の勘定科目に区分されるが、有形固定資産のうち、「建設仮勘定」には、「有形固定資産」や「無形固定資産」を形成するための支出額が計上される。これをまとめると次のようになる。

固定資産	有形固定資産	土地、建物、建設仮勘定等
	無形固定資産	ダム使用権、水利権等
	投資	出資金、長期貸付金等

ところで、地方公営企業会計上、本件負担金は将来的に「無形固定資産」を形成するとされている。そこで、現時点ではその支出額は「建設仮勘定」に計上され、経理上「有形固定資産」に分類される。こうした次第で、規程第13条にもとづき、総勘定元帳内訳簿において（款）固定資産（項）有形固定資産（目）建設仮勘定（節）水源開発費として計上されている。そして、言うまでもないことであるが、将来ダム使用権が設定されたときには、この負担金は本勘定として「無形固定資産」に振り替えられる。

このように、なるほどダム建設負担金等は、地方公営企業会計上は、建設仮勘定という資産として計上されているが、上述のとおり地方自治法における財産、「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」、のいずれにもあたらぬ、つまり、本件負担金は地方公営企業法上の「資産」とはいえるが、地方自治法上の「財産」とはいえないのである。

9 結論

本件負担金は、地方公営企業会計の上では「建設仮勘定」として固定資産に計上されているため地方公営企業法第20条の資産ではある。しかしながら、本件負担金は、将来的に無形固定資産となる「ダム使用権」を形成するための支出で、その支出額を「ダム使用権」が確定する湯西川ダム建設完了までの間、一時的に経理上「建設仮勘定」に資産として整理しているにすぎず、地方自治法第237条にいう「財産」にはあたらない。したがって、本件負担金の企業会計上の資産計上は「財産の管理」にあたらず、地方自治法第242条第1項にいう「財産」にもあたらない。

第6 原告らの主張に対する個別的反論(その一。「原告らの2006年5月11日付準備書面5」に対して)

1 「第1 被告らの主張の概要とその問題点 2. 被告らの主張の問題点『(1) 水需要予測の誤り』」(5頁)

水需要予測に関しては、被告準備書面(2)「第4宇都宮市水道事業と湯西川ダムの関連」(3頁)の中で詳述しているとおり、社会経済情勢の変化に応じ適切に見直しを行ってきたところである。平成14年度の水需要の内容について付け加えるならば、甲第14号証の資料1「水需要予測について」のうち、「3 見直しの基本事項」に記されているように、過去の水需要の動向を斟酌した上で適切な予測式や数値の採用を図っている。

なお、水洗化率は給水区域である河内町を含めた数字とすべきである。宇都宮市及び河内町の平成15年度の水洗化率は91%(平成15年度総務省住宅土地統計調査資料)であって、今後も増加するものと考えられる。また、水需要予測にあたっては、水洗化率や水道普及率以外の要因について、例えば家計消費支出などの要因についても検討しているところであり、必ずしも水洗化率や水道普及率だけで判断できるものではない。

2 「第1 被告らの主張の概要とその問題点 2. 被告らの主張の問題点『(2)被告らの本音』」

被告準備書面(2)「第8湯西川ダム建設事業参画の必要性」(15頁)でも主張したとおり、水需要は長期的にはゆるやかに増加するものと見込まれており、将来の水需要に対応するためには、新たな水源(湯西川ダム)の確保が必要である。「被告らは、暫定豊水水利権を安定水利権にしたいために湯西川ダムが必要だと主張」という原告の主張は誤りというほかない。

同様、原告の「湯西川ダムについては既に年間6億円以上も先行投資し

ており、また国が計画する湯西川ダム建設事業に対して宇都宮市が参画する意思を示してきたので、今さら撤退は困難と考え、湯西川ダムから取水することを前提に、水需要の予測や各水源からの取水量の数字合わせをしているだけなのである。」という主張も根拠のない一方的なものである。湯西川ダムの水利権については、適正な水需要予測を根拠に、将来にわたって必要な水量を確保するために必要不可欠であると判断し、そうした判断の上にたって取得した。

3 「第2 宇都宮市の水需要の現状 『1 実績の推移』」(7頁)

宇都宮市の給水実績は減少傾向にあると原告は主張するが、年間給水量は平成16年度に増加し、17年度も15年度の水準を上回っており、近年に限る限り必ずしも減少してはいない(別紙2「水需要の予測と実績」参照)。また、原告は1日最大給水量は1992(平成4)年度以降は着実に減少していると述べているが、平成12(2000)年度及び平成13(2001)年度はむしろ増加している。

なお、原告は一人当たりの給水量の低下を裏付けるデータとして一人一日最大給水量を用いているが、一人当たりの給水量の動向は、1人1日最大給水量ではなく、1人1日平均給水量の動向で判断すべきである。なぜなら1人1日最大給水量は、年間で最大の給水量となった特定の日の1人あたりの給水量であり、その年の天候などに左右されるもので、年間を通しての給水量と必ずしも連動するものではないからである。

4 「第2 宇都宮市の水需要の現状 『2 今後の動向』」

原告は「1人当たり給水量の低下傾向は今後も続く」と述べており、準備書面でもその旨繰り返しているが、こうした主張は節水型機器の普及と漏水防止対策の向上という要因のみに注目したいわば偏った判断にもとづくものであって、将来の水需要予測には原告の主張する以外の様々な要因をも考慮

する必要がある。原告の主張は一方的な予測に過ぎず、合理的な根拠に欠ける。

被告がこれまで何度か主張してきたことであるが、水需要は、様々な要因を適切に考慮予測した結果、長期的には緩やかに増加するものとされており、こうした予測に対応するためには新たな水源(湯西川ダム)が必要と判断された。

5 「第3 字都宮市の水需要予測の過大性 『1 字都宮市の水需要予測の概要』」(11頁)

水需要予測の見直しは、被告準備書面(2)「2 第6期水道拡張事業」(4頁)で述べたとおり、水道事業を取り巻く社会経済状況の変化に合わせ実施している。例えば、給水人口が550,700人から490,500人になっているが、それは平成9年度策定の「第4次字都宮市総合計画」が平成14年度に改定され将来推計人口が下方修正されたためにほかならず、1日最大給水量も計画給水人口の減少に伴い下方修正された。

答弁書(ウ)(8頁)や答弁書(2)別紙2(3)(3頁)で述べたとおり、水需要予測は、水道事業の重要性、永続性を踏まえて長期的な視点から判断すべきであって、原告が主張するような、短期的な予測値と実績値の乖離をもとに、長期的な水需要予測の適否を判断することは不適切と言わなければならない。また、水需要の予測値は字都宮市の将来像を想定した時、適切なものと言える。

6 「同、『2 字都宮市の給水人口予測の誤り』」(12頁)

水道普及率は平成12年度の97.21%から16年度は97.62%に上昇しており、平成17年度も97.80%に0.18%上昇しており、97%台で頭打ちとなる兆候はない。

被告準備書面(2)(2頁)「1 水道事業の目的」で述べたとおり、給水区域内である限り、給水義務が課せられている水道事業者が、水道普及率を100%に設定することはむしろ当然のことと言わなければならない。また、どこに水道管を敷設するか、水道普及率の望ましい水準はどの程度に設定されるべきかといったことがらは宇都宮市などの各自治体の政策的判断に任せられるべきものである。

地下水については、将来汚染されあるいは枯渇することも十分予想されるところであり、永久に使用できるということは決して保障の限りでない。不安定な要素が少なくなく、井戸水利用で何ら支障がないとは言いきれない。

水道普及率は、未普及地域の配水管整備や水道未加入者への加入促進に努めることにより、今後も増加するものと見込まれ、平成25(2013)年度に99.50%という数字は決して非現実的なものではない。他方、普及率の上限を98%程度とするという原告の主張は一方的なもので根拠がない。実際、普及率が頭打ちとなる兆候はまだ認められない。こうした意味において、普及率の上限を98%程度とするのは適切ではない。

7 「同、『3 宇都宮市の有収率の問題点』」(14頁)

それぞれの都市においては、水道事業の歴史、規模及び水道施設の地理的・地形的条件などさまざまな点で違いがある。にもかかわらずそうした違いや差を抜きにして、他都市の有収率を単純に引用して比較することは必ずしも合理的手法とは言えない。例えば、水道管の敷設時期が古ければ老朽化により漏水が起りやすく、また地形的に高低差が大きければ水圧は高くなり、その結果漏水量は増加し、有収率は低下する。このように、有収率を高めるためには、漏水の防止に努める必要があり、その場合漏水の調査、その他老朽配水管の敷設替など相応のコストがかかる。要するに、原告の主張は他都市の有収率との単純な比較にもとづくものに過ぎず、原告の主觀にとど

まる。このように、単に他都市の有収率をそのまま引用し、達成可能な目標値として設定することには無理がある。

ちなみに、宇都宮市は、これまでも漏水の調査やその他老朽配水管の敷設替などを実施することで有収率の向上に取り組んでおり、平成7年度の80.29%が平成16年度には85.44%へ増加している。こうした事情を踏まえた上での水需要予測であって、不適切な点はない。

なお、宇都宮市は宇都宮市で独自の水道事業の歴史、規模及び水道施設の地理的・地形的条件等を考慮したうえで、88%を達成可能な数字と判断し、こうした有収率88%を目標として必要水量を算出している。他方、それより4%も高い92%の有収率が達成できることを前提として、確保すべき水量を10,000立方メートル減らすという計画を立てることは、前述の水道事業の歴史、規模及び水道施設の地理的地形的条件を無視するものにほかならず、市民に確実に必要な水を供給するという宇都宮市の観点からは、到底採用の限りがない。

8 「同、『4 宇都宮市の1人1日給水量の予測の誤り』」(15頁)

原告は予測値と実績値の乖離にもとづき市の予測を誤りとしているが、こうした乖離は言ってみれば短期的なものであって、長期的な視野にもとづくべき水需要予測の判断の資料としては適切ではない。

また、原告は「循環型社会の形成に向けて、節水型機器の一層の普及や節水の努力が求められる」と主張しているが、それも原告の一方的な主張にすぎない。そして、こうした普及や努力だけで将来の水需要が決まるものではないことは既に述べたとおりである。

要するに、原告の主張は、短期的な視点に立って宇都宮市の予測値を批判するものに過ぎず、それだけでは本来長期的な観点にたって判断されるべき

水需要の予測の資料としては著しく不適切と言わなければならない。

原告の主張は、初めにまず湯西川ダムからの取水は不要であるという前提に立つもので、そこから逆に将来の水需要を過小に見積もるという手法をとっている。こうした考え方の合理性は認められない。要するに、原告の一方的な主張にとどまる。また、「湯西川ダム事業に参画するために」以下の部分は、原告の憶測に過ぎず根拠がない。計画1人1日最大給水量は適正な水需要予測にもとづき算出された数字であって、計画1人1日最大給水量は他都市と比較しても異常に大きいとは到底言えない。

9 「同、『5 1日最大給水量の上限』」(17 頁)

答弁書(2)別紙2「No.33ないし37」(5頁)において主張したとおり、将来の水需要は様々な要素を考慮して算出するものである。すなわち、これまでの水需要の動向を踏まえた上で、水需要予測に関連する将来の人口、家計消費支出、水洗化率、開発事業などの動向、井戸水から水道への転換、水道普及率、有収率、負荷率等を勘案して導き出すものである。言うまでもなく、これらの要因の中には水需要を増加させるものも当然含まれる。他方原告が主張する水需要予測(204,500立方メートル/日)は、水需要の減少要因(節水機器の普及と漏水防止対策への取組み)のみに目を向け、1人当たり1日最大給水量が減少し続けることを前提として算出されたもの、換言するなら増加要因をことさら無視するものであって、将来の水需要予測の数値としては不適切と言うべきである。

要するに、原告の主張は根拠に乏しい1日給水量の上限値204,500立方メートルを前提としたものであって合理性に乏しい。

10 「第4 宇都宮市の十分な保有水源『1 宇都宮市の保有水源(1)被告らの主張』」(20 頁)

原告は、白沢水源について、従前の 77,000 立方メートル/日という取水量を、60,000 立方メートル/日に減らしたかのような表現であるが、この数字は実際の取水量ではなく計画上の数字(常時取水可能な上限値)である。実際、それまで 77,000 立方メートル/日の取水能力があると考えられていたが、地下水位観測調査や地下水水源能力調査の結果 60,000 立方メートル/日の取水能力にとどまることが判明した。そこで、計画取水量を変更したものである。

11 「第 4 宇都宮市の十分な保有水源『1 宇都宮市の保有水源 (2) 2003 年に行われた一部水源の切捨て』」

被告準備書面(2)「3 現在の水源構成」(6 頁)において主張したとおり、保有水源について適切に見直しを行った結果であり、「1 日最大給水量の予測値が大幅に小さくなつたためそれに合わせるため保有水源の値を小さくした」という原告の主張は一方的で根拠がない。

ところで、平成 12 年 2 月、国(厚生省)は水道施設の施設基準を明確に規定するための「水道施設の技術的基準を定める省令」を制定した。そして、同省令第 2 条の 3 項 5 号において「地下水の取水施設にあっては、1 日最大取水量を常時取り入れるのに必要な能力を有すること。」と規定されるに至った。こうした事情にもとづき、宇都宮市は、白沢・宝井水源について平成 13 年度から順次地下水位観測調査や地下水水源能力調査を実施し、地下水の適正な能力を評価した。なお、常時取水可能な取水量は一般的に冬季の取水能力とされている。

原告は、白沢・宝井水源を考える際冬季の取水能力を当てはめることは不合理であると主張するが、前述のとおり適正な調査の結果、省令にもとづいて白沢は 60,000 立方メートル/日、宝井は 18,000 立方メートル/日と評価したものであり、十分合理的なものである。

原告は、松田新田浄水場では常識外の運転でもしない限り、このような大

きなロスが生じるとは考えられないと述べる。しかし、そこにはそれなりの事情がある。すなわち、松田新田浄水場の取水口は川の水面上に開口しているため、河川表層部を流れるゴミや草、藻類がスクリーンを通過して浄水場に流入してくる。言うまでもないことであるが、これら流入してきたゴミなどは取り除かなければならない。そこで、流入した大きなゴミなどは常時排出しており、そのためには余分に水を排出させる必要がある。さらに作業用水として使用する水もあり、その結果最終的には取水量と給水量の間に約8%の差が出る。このように、この8%という数字は常識内の運転をすれば低くなるというものでは決してない。なお、計画取水量の算出に当たっては、多くの水道事業体が参考にしている「水道施設設計指針」〔(社団法人日本水道協会発行(平成12年)]において、計画一日最大給水量の10%増と規定されており、この値にてらしても妥当な数値と言えよう。

12 「同、『2 宝井水源のクリプトスパリジウム問題と浄水コスト (1) クリプトスパリジウム問題』(24頁)

クリプトスパリジウム指標菌(大腸菌)は平成13年度に3回及び平成15年度に4回、平成16年度にも1回検出されている。言うまでもないことであるが指標菌検出後も安全性に配慮しながら宝井水源は使用されてきた。しかし、その後も指標菌が検出されたため、平成16年に休止した。その理由は被告準備書面(2)「3 現在の水源構成」(6頁)で主張したとおりである。原告が述べている「水需給計画の辻褄合わせや湯西川ダムからの取水の帳尻合わせ」などではない。

13 「同、『2 宝井水源のクリプトスパリジウム問題と浄水コスト (2) 浄水コストの不当な比較』(26頁)

いわゆる浄水コストについて

既に被告の準備書面(2)において述べたところであるが、平成14年度水

需要予測が見直され、計画 1 日最大給水量は 310,000 立方メートルから 226,000 立方メートルに修正され、あわせて水源構成も見直された。そして、宇都宮市で確保されている各水源の状況や水源費(湯西川ダム建設費負担金)、施設整備費などを勘案し、浄水コストの比較検討を試みた。

ところで、平成 14 年度の水源構成は次のとおりであった。すなわち、

川治水源	100,000 立方メートル／日
今市水源	14,000 立方メートル／日
栃木県からの受水	28,000 立方メートル／日
宝井水源	41,000 立方メートル／日
白沢水源	77,000 立方メートル／日
湯西川水源	50,000 立方メートル／日
合計	310,000 立方メートル／日

しかしながら平成 14 年度の水需要予測の結果、前述のとおり 1 日最大給水量は 226,000 立方メートルとなった。同時に地下水能力調査の結果、年間を通して安定的に取水できるのは宝井水源の 18,000 立方メートル(給水量ベースで 17,100 立方メートル)、白沢水源の 60,000 立方メートルであることが明らかとなった。そのうえで、宇都宮市の水源能力は次のとおりとなつた。

川治水源	100,000 立方メートル／日
今市水源	14,000 立方メートル／日
栃木県からの受水	28,000 立方メートル／日
宝井水源	17,100 立方メートル／日
白沢水源	60,000 立方メートル／日
湯西川水源	50,000 立方メートル／日

合計

269,100 立方メートル／日

このようにこれら 6 つの水源の能力の合計は 269,100 立方メートル／日で、計画 1 日最大給水量 226,000 立方メートル／日に比べ 43,100 立方メートル／日多くなっている。そして水源構成の見直しに当たっては、今市及び川治水源は安定的かつ基幹的水源であるため、従来どおりの量を取水することとした。そして、226,000 立方メートルから、川治・今市の能力の合計 114,000 立方メートル($100,000 + 14,000$)を差し引いた 112,000(226,000 - 114,000)について、水源構成の検討を行うこととした。換言するなら、112,000 立方メートルをどのように四つの水源(栃木県からの受水、宝井水源、白沢水源、湯西川水源)に配分するか、つまり 112,000 立方メートルについてこれら四つの水源からどれだけの量の給水を受けるべきかその組み合わせが検討された。

その検討のプロセスそして結果が甲第 15 号証にほかならない。その際、言うまでもないことであるが、コストの観点から検討がなされた。そして「1-62」(甲第 15 号証)にあるとおり A から H までの 8 案が提示された。例えば A 案では湯西川から 6,900 立方メートル、県からは 28,000 立方メートル、宝井から 17,100 立方メートル、白沢から 60,000 立方メートル(以上合計 112,000 立方メートル)の給水を受けることになる。そしてその際の各水源の浄水コストは 1 立方メートル当たり湯西川が 135.1 円、県が 152.7 円、宝井が 115.6 円、白沢が 20.0 円とはじき出された。以下 B から H 案まで同様である。いずれの案も各水源からの給水量は異なっているがその合計は 112,000 立方メートルである。以上のとおり宇都宮市の考え方は川治、今市の二水源以外の四つの水源からどのように給水を受けるかその分り分け方についてコストの点を含めて 8 つの案を出したということである。

したがって、例えば湯西川から多量の給水を受ければその際の湯西川の 1 立方メートル当たりの浄水コストは安くなる。しかし、それは同時に他の水源からの給水が減少する(給水枠は 112,000 立方メートルと固定されてい

る)ことにはかならず、その結果これらの他の水源の1立方メートル当たりの浄水コストは高くなる。このようにどの水源からどれだけの量の給水を受けるのかそしてその時1立方メートル当たりの浄水コストはいくらとなるか、こうした要素を勘案して作成されたモデルがAからHまでの8つの案である。

ただし、区別されなければならないことがある。それはAからHの案の浄水コストは、例えばE案であれば湯西川から24,000立方メートルの給水を受ける場合、その浄水コストは59.5円/立方メートルということであって、給水を受ける量により1立方メートル当たりの浄水コストは変わることである。例えば、①「水源費」は水利権を確保するために必要となる湯西川ダム建設負担金の年間当たりの費用であって、給水量が増えれば増える。②「施設整備費」も同様である。③「維持管理費」は浄水のための薬品費、動力費、人件費などであって、1日平均給水量が増えればやはり増える。そして①②③の合計が年間費用であり、それを年間給水量で除したものが浄水コストにほかならない。

以上のとおり「表・2、20 コストの比較」(甲-15 1-62)にもあるとおり、給水量によって各水源の浄水コストは変動する。ただ一般的に言えることは、給水量が増えれば前述のことだが1立方メートル当たりの浄水コストは低くなる。そしてそれぞれの案(AからH)ごとに各水源の浄水コストを出し、それぞれの案の全体の総浄水コストを算出した。それが、「表・2、20 コストの比較」の浄水コストの合計(各案の右下の数値)である。例えば、A案なら65.3円、B案なら65.4円、C案なら54.9円、D案なら51.8円、E案なら62.4円、F案なら65.7円、G案なら63.4円、H案なら65.6円となる。そして最終的にはE案が選択された。甲第15号証1-61以下に記されているとおりであるが、C・D案ではなるほど総浄水コストは低くなるが、県からの受水が14,000立方メートルとなり、県からの一定量(22,000立方メートル)の引取義務を履行することができなくなる。こうして残ったA、B、E、F、G、H案のうち、総浄水コストが最も安いE案が選択された。

以上述べてきたことからも明らかなどおり、原告が「(2)浄水コストの不当な比較」(27頁)で述べていることは全く的はずれと言わなければならぬ。繰り返しになるが、宇都宮市の考え方は考えられる四つの水源からの給水の組み合わせについて、例えばA案なら湯西川、県、宝井、白沢からそれぞれ6,900立方メートル、28,000立方メートル、17,100立方メートル、60,000立方メートルの給水(合計112,000立方メートル)を受けることとするが、その際1立方メートル当たりの各水源の浄水コストはそれぞれ135.1円、152.7円、115.6円、20.0円となり、全体としての浄水コストは65.3円となるということにすぎない。要するに四つの水源をどのように組み合わせることによって、112,000立方メートル全体の総浄水コストの低減をはかるかという観点から立案されたものにほかならず、個々の水源の浄水コストを比較し、その優先順位を付けることを目的としたものではないのである。このように、数字を操作し、あるいは特定の水源について浄水コストを人為的に高くあるいは低く設定し、浄水コストの高い宝井水源の休止を決定し、浄水コストの安い湯西川ダムを採用したというわけでは決してなく、その意味において原告の主張は誤りと言うほかない。

14 「第5まとめ『1 宇都宮市の保有水源と1日最大給水量との比較－水余りー』」(31頁)

一人一日最大給水量の減少傾向は続いているが、年間給水量は平成16年度は前年度に比べて増加している。また平成17年度も平成15年度と比べれば増加している。一日平均給水量は平成16、17年とも前年度に比べて増加している。水需要の減少傾向が続くという原告の主張は正しいとは言えない。

答弁書(2)別紙2「No.33ないし37」(5頁)で述べたとおり、また前述のとおり、原告の主張は短期的な傾向を踏まえたものであって、本来長期的視野に立つべき将来の水需要予測の根拠となりえない。原告の主張する将来の

1日最大給水量の算出方法は、近年の減少傾向に注目し平成14年度の実績に将来人口を掛け合わせ上限値と主張するだけにすぎず、その他の要因を全く無視した一方的な考え方にもとづくものであり、著しく合理性を欠いてい る。

なるほど、「漏水防止対策の向上、節水機器の普及」などは水需要の減少要因ではあるかもしれないが、他方で景気の回復や開発事業の進展などの増加要因もある。こうした意味において、今後低下傾向が続くとは言い切れない。

その他保有水源などについては、被告準備書面(2)「現在の水源構成」(6頁)、「湯西川ダム建設事業参画の必要性」(15頁)で主張したとおり、適切な見直しを踏まえて湯西川ダムは宇都宮市にとって必要不可欠な水源と判断しその事業に参加することとした。

15 「同、『2 被告らの主張に対する反論 (1)過大な水需要予測』」

原告の姿勢は専ら短期的な水需要予測値と実績値の差のみにこだわるというもの、また一人当たり一日最大給水量や一日最大給水量が低下しているということを根拠とするのみで、他方で平成16、17年度の平均給水量は平成15年度に比べて増加しているという事実を無視している。要するに、短期的な乖離だけを取り上げ水需要の予測を云々することは、長期的視点に立つという原則を無視するものである不適切と言うべきである。226,000立方㍍/日は宇都宮市にとって必要な水量である。

16 「同、『2 被告らの主張に対する反論 (2)水道普及率を100%とすることの誤り』」

準備書面(2)「1 水道事業の目的」(2頁)で述べたとおり、給水区域内に関する限り、水道事業者には給水義務が課せられている。そうした意味において水道事業者が水道普及率を100%に設定することは当然のことである。

また、水道普及率も増加しているところであり、「架空の水需要」ではない。

17 「同、『2.被告らの主張に対する反論 (3)有収率を88%とすることの誤り』」

原告の主張は、各水道事業体の個別の状況を考慮することなく、その主観的考え方にもとづき、原告に都合のよい情報を引用主張するにすぎない。有収率がどのような数字であるべきかは、各水道事業体の個別の事情を考慮しながら設定されるべきであって、全国平均を下回るからといってそれが直ちに不合理というわけでは決してない。88%という数字は宇都宮市のおかれた四囲の状況に照らし合わせて出された目標値で、それ自体合理的なものである。

18 「同、『2.被告らの主張に対する反論 (4)保有水源見直しの誤り』」

被告準備書面(2)「3 現在の水源構成」(6頁)での主張や、前述のとおりの適正な調査、適切な保有水源の見直し結果であり、原告の主張する違法な見直しという批判は全く当たらず、また原告の述べる240,000立方メートル/日という数字も正しい評価とは到底言えない。

19 「同、『2.被告らの主張に対する反論 (5)湯西川ダム完成時の水需要』」

原告の根拠のない一方的な主張にすぎない。湯西川ダムは宇都宮市の水道事業にとって必要な水源である。

20 「同、『2.被告らの主張に対する反論 (6)水源構成の辻褄合わせ』」

被告準備書面(2)「3 現在の水源構成」(6頁)で主張したとおりである。辻褄合わせという批判は当たらない。また、浄水コストの比較については、112,000立方メートルの水量をどのように4箇所の水源に割り振れば浄水コ

ストが最も低廉になるかという観点から行われたもので、個々の水源の浄水コストを比較しているわけではない。宝井水源の浄水コストのみにこだわり、浄水コストの高低を論じる原告の主張は、被告のこうした観点とは異なる独自の一方的立場に立つものと言わなければならない。

21 「同、『3 結論』」(33 頁)

被告準備書面(2)「第 8 湯西川ダム建設事業参画の必要性」(15 頁)及び「第 9 まとめ」で主張した、また被告準備書面(3)「第 2 財務会計行為の違法性の根拠とはなりえないこと」(4 頁)で主張したとおりである。

原告も述べているように、水道事業者には、現在はもちろん将来にわたって長期的な視野に立った上で、常に安全で安定した給水を行うことが求められている。それは、水道が市民生活を維持し都市活動を支えるために欠くことのできない基幹的施設となっているからである。こうした水道事業の基礎となるものが、将来の水需要予測にほかならない。そして、これまで縷々主張してきたように、宇都宮市は水道事業を取り巻く社会経済状況の変化に応じて適切な見直しを行ってきた。また、長期的な視野に立って将来の水需要予測や水源構成を踏まえたうえで、将来にわたる水源の安定的な確保を図ることが、前述の安定給水に欠くことのできない重要な施策であることに鑑み、湯西川ダム建設事業に参画してきた。

ところで、原告は短期的な予測値と実績値の乖離を指摘するのみで、水需要予測に必要なさまざまな要素要因を考慮することなく将来の水需要を算出し、また事情の異なる他の都市の数値をもとに主張を展開する。こうした姿勢には、合理性は認めらない。したがって、仮に原告のこうした予測にもとづいて水道事業が営まれるとしたら、将来にわたって長期的に常に安定して給水を行うということは期待できず、市民生活や宇都宮市の今後の発展に大きな影響を与えることは必至と言わねばならないだろう。また、保有水源の見直しについても、原告の主張はその主観的な考え方にもとづいて給水量を

割増するものであって、すなわち一方的に数字を操作したものであり、このような不合理な主張は到底受け入れることはできない。

さて、言うまでもないことであるが、地方自治法第242条の2の規定は当該地方公共団体の機関又は職員の違法な財務会計行為を予防又は是正することを目的とする。ところが、原告は、本件の負担金支出の根拠となっている特定多目的ダム法第7条1項及び水源地域対策特別措置法第12条を一顧だにすることなく、専ら地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条1項の規定を持ち出し、本件負担金支出は、これら法規に違反する違法な行為と短絡的に結論づけている。しかし、地方自治法第2条14項は、地方公共団体の事務処理にあたっての準拠すべき指針ないし地方自治運営の基本原則を規定した訓示規定であり、同項違反により直ちに損害賠償責任請求権が発生することはありえない。何度か指摘してきたところであるが、地方自治法第2条14項は住民訴訟の財務会計法規としての性格を有するものでなく、したがって本件の負担金支出にあたっての財務会計法としての性格を有しない。

また、地方財政法第4条1項は「予算の執行においてもその目的達成のための必要かつ最小の限度をこえて支出してはならない。」〔石原信雄他著「新版地方財政法逐条解説」32頁(平成13年)〕と規定している。ところで、ここにいうところの「必要かつ最小の限度」とは、個別的具体的に判定されるべきであって、「その判定に当たっては広く社会的、政策的ないし経済的見地から総合的にこれをなすべき」(同書32頁)ものとされている。そして、第一義的には予算執行機関の裁量に委ねられているのであり、地方財政法第4条1項違反を問われるのは、その裁量権の行使に著しい濫用や逸脱があった場合である。これを本件湯西川ダム負担金の支出に当てはめてみれば、その支出額は国土交通大臣からの納付の通知や歳入徴収官からの納入の告知に基づく納入通知により定められており、専決権者や本来的権限者である宇都宮市長や宇都宮市上下水道局長に通知された額を増減する裁量の余地はない。このように裁量の余地のない本件負担金支出に地方財政法第4条1項違反の事態が生ずることはあり得ず、本件湯西川ダム負担金の支出は同条項に違

反するという原告の主張はそれ自体失当と言わなければならない。

要するに、原告「準備書面(5)」は、宇都宮市の水需要予測についての批判に終始する、換言するなら水需要に関する政策的判断の当否を争っているにすぎない。しかし、こうしたことがらは、最終的には地方公共団体の総合的政策判断に委ねられるものであって、財務会計行為の専外にあることは改めて述べるまでのこともない。結局、宇都宮市の水需要予測は過大であるとする原告の本訴請求は、住民訴訟制度の目的を著しく逸脱するだけでなく制度の濫用にほかならず理由がない。

第7 原告らの主張に対する個別的反論(その二。「原告らの 2007(平成 19)年 2 月 7 日付準備書面 8」のうち「第 1 本件財務会計行為の違法性事由について」に対して)

- 1 要するに原告らの主張は、本件負担金の支出に先立つ行為は必ずしも財務会計行為に限らない、そしてこうした先立つ行為（先行行為）に看過することができない瑕疵が存在する場合に初めて後の財務会計上の措置を拒むことが許されるとまとめることができるであろう。したがって、問題は本件負担金支出に先立つ行為について、看過することのできない瑕疵が存在したか否かということになる。
- 2 ところで本件において先立つ行為とは次のようなものと思われる。すなわち、全般的に言えば宇都宮市の水道事業ということ、そしてもう少し特定するなら湯西川ダムとの関連における水道事業ということになろう。その詳細については既に被告の準備書面(2)(3)(4)で論じているので改めて記す必要はないと考えられるが、先行行為と本件負担金支出の関連において述べるなら、昭和 57 年度に国が実施計画に着手し昭和 61 年 3 月に国から基本計画が出された湯西川ダム建設と宇都宮市のかかわりあいということになると思われる。この点は既述のことであるが、宇都宮市は昭和 58 年度に実施した水需要予測調査にもとづき、翌 59 年に策定した第 5 期水道拡張事業に伴い

同年度に本件湯西川ダムからの取水を決め、ここに初めて宇都宮市は本件湯西川ダムとのかかわりを有するに至った。その後の変遷については被告の準備書面(2)で述べているとおりであって、宇都宮市は特ダム法の規定にもとづき湯西川ダム使用権設定予定者として法が定める金額を負担してきた。

3 その詳細は被告の2005(平成17)年11月28日付準備書面(2)10頁以下及び本準備書面「第2 5」で述べているので割愛するが、その負担の具体的手続きは被告の準備書面(3)で述べているとおり、三つの負担金、すなわち特ダム負担金は国土交通省から発せられる納入通知にもとづき、また水特負担金は栃木県知事から発せられる負担金請求書にもとづいてそれぞれ国庫また栃木県に納付され、さらに基金負担金は基金からの通知にもとづき最終的に宇都宮市上下水道事業管理者が水道事業会計から支出する。このように本件支出はいずれも納入通知や請求にもとづくものであって、極端なことを言えば本件支出の先行行為はこうした納入通知や請求であって、先行行為としてのこれら通知や請求に看過することができない瑕疵が存在しないことは多言を要しないところであろう。

4 すなわち、原告の引用する岐阜地判平成15年12月26日(判時1859-43)の趣旨に従ったとしても、前記納付通知あるいは請求が著しく合理性を欠き、そのために宇都宮市の健全な財政運営の見地から看過できない瑕疵が存する、あるいは前記納付通知が著しく合理性を欠きそのため予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵が存するとは到底いえないことは明らかである。

5 次に、実際なるほど宇都宮市の水需要予測と現実の実績値に差があったかもしれないが、水需要の予測は多くの不確定要因に左右されることは否定できないところであるのみならず、それは将来にわたる長期間のものであるという点に鑑みれば、湯西川ダムからの取水の必要性はないとまでは断言できない。さらに、既述のとおり、宇都宮市は昭和58年度の第5期水道拡張事業策定以降湯西川ダムへの参画を決めたが、その後も必要に応じて水需要の予測に修正を加えるなどして適切な対応をとっている〔被告準備書面(2)3

～9頁、同15～17頁、被告準備書面(4)全般]。こうした経緯にてらしてみれば、宇都宮市の水需要予測に合理性がないとは言えない。そうした意味において、つまり宇都宮市の水需要予測がいわゆる先行行為と言うのであればこのような水需要予測に合理性がないとは言えず、したがって看過することができない瑕疵があると言えないことは明らかである。結局水需要の予測、これはある意味では政策的なものであり、少なくとも本件に関する限り本件支出の違法に結びつくものではないということになる。

6 なお、原告らは大阪府及び京都府が特ダム法の規定にもとづく負担金の支払いを拒否したと述べる〔被告準備書面(8)9頁〕。こうした事実について宇都宮市は知るところではないが、大阪府などのかかる措置はその独自の政策判断の結果であって、事情を異にする本件にあてはめ宇都宮市も大阪府と同様の措置を講すべきであるという原告の主張は全く理由がない。

7 また、原告らは横浜地判に関する伴義聖弁護士のコメントを引用するが、同弁護士のコメントそれ自体別に奇異でもなんでもなく、当たりさわりのないものである。確かに長期的な需要予測等に基づいて計画的に行う公共事業について適切な分析に基づいて計画を策定しなかった場合、あるいは計画実施後検証を繰り返して適切に事業計画の見直しをせず、漫然と当初計画どおりに事業を進めてきた場合には、事業費支出が違法とされる可能性が高いことはそのとおりであろう。しかしながら宇都宮市における水需要の予測に関して言えば、既述のことだが、長期的需要予測にもとづいて計画的に行うべき水需要予測について適切な分析にもとづいて計画を策定し、計画実施後も検証を繰り返し、適切に事業の計画の見直しをしてきたのであって、漫然と当初計画どおりに事業を進めてきてなど決してしていない。こうした意味において本件支出が違法とされるものでないことは明らかである。

8 なお、「相當に乖離」していたかどうか、確かに本件では水需要の予測と現実の実績値に差がないわけではないが、いまだ「相當に乖離」しているとまでは言えないだろう。この点については被告の準備書面(4)1～5頁、同12

頁で述べているのでこれ以上ふれない。

第8 原告らの主張に対する個別の反論(その三。「原告らの2007年4月4日付準備書面9」に対して)

1 「第2 将来の水需給に関する被告と原告らの主張の整理『2原告らの主張の骨子』」(4頁)

(1)原告らが述べている将来の上限値とは、単年度の実績値を基にしたものにすぎない。しかし、この実積値というものは、様々な要因により毎年変動するものであって、平成16年度という単年度だけの数値をもとにして将来を予測することは必ずしも合理的とは言えない。

(2)また、原告らは有収率について、埼玉県の現状値90.9%を基準として、宇都宮市が設定した将来値88%は低い目標値と評価している。しかし、単純に埼玉県の数値と宇都宮市の数値とを比較することについての合理的な根拠が認められない。もし、比較を行うというのであれば、むしろ宇都宮市を含む栃木県の状況に言及すべきであろう。ちなみに、平成16年度末の栃木県の有収率は、平均84.0%であり、宇都宮市の将来の目標値88%は、これを上回っている(乙第7号証16頁)。

(3)白沢水源の取水能力については、水源能力調査結果及び「水道施設の技術的基準を定める省令」にもとづき適正に決定されたものであり、原告らの「過小評価したものである」という主張は、全くの的はずれである。また、原告らの「湯西川ダムがなくても、将来の水需給に十分な余裕がある。」との主張も、専ら原告らの主観的な考え方にもとづいて算出した水需要予測や水源能力を根拠としたものであって、将来の水需給に十分な余裕があるとはとても言えたものではない。

2 「第3 最新の水需要実績でさらに明確になった被告の過大な予測」(5頁)

被告の〔準備書面(4) 5 「第3 字都宮市の水需要予測の過大性『1 字都宮市の水需要予測の概要』」(11頁)〕(3頁)においてすでに主張したとおり、水需要予測は長期的な観点から判断すべきであり、短期的な実績値と予測値との乖離をもとに、長期的な水需要予測の適否を判断することは不適切である。また、長期的にはゆるやかに水需要は増加するものと考えられる。なお、原告らの予測は、単に単年度の実績値に今後の増加分を加えただけのものであって、主観的な視点に立って導きだされた数値に過ぎない。

3 「第4 ダム計画の呪縛から解放された横浜市の水需要予測との比較『1 はじめに』」(7頁)

既に被告はその〔準備書面(4) 21 「同、『3 結論』」(33頁)〕(15頁)において、湯西川ダムへの事業参画の必要性については縷々主張してきたところである。原告らが述べていることは、憶測にもとづいたものであってなんの根拠もない。要するに、横浜市の水需要予測についても、原告のダムは必要ないという主観的考えにもとづいて我田引水的に解釈しているにすぎない。

4 「同『2 横浜市との比較でわかる被告の水需要予測の非合理性』」(8頁)

(1)原告らは、横浜市と宇都宮市の水需要予測とを比較し、宇都宮市の水需要予測は非合理的だと主張している。しかし、すでに水需要予測については、被告はその〔準備書面(4) 4 「第2 字都宮市の水需要の現状『2 今後の動向』」(3頁) や被告〔準備書面(4) 9 「同、『5 1日最大給水量の上限』」(17頁)〕(6頁)で宇都宮市の考え方を主張してきたところである。

(2)ところで、横浜市と宇都宮市とでは、水需要予測の前提となる水道事業体の現状や予測の基礎資料となる土地利用、産業構造、生活様式、将来の都市像などさまざまな面において必ずしも同一とは言えず、事情を異にしていることは多言を要しまい。こうした違いを無視して、単純に横浜市の水需要予

測と宇都宮市の水需要予測を比較することは決して合理的な手法とは言えないだろう。

(3) 実際、例えば、水需要予測に関し両市の間には次のような具体的な相違点が認められる。すなわち、水道普及率に関しては、横浜市では平成元年現在その普及率は 100 %であるのに対し、宇都宮市では水需要予測を行った平成 14 年度末で 97.35 %に留まっている。また、横浜市における水洗化率は平成 10 年度現在 97.0 %であるが、同時期の宇都宮市(ただし河内町を含む)では 88.59 %と約 8.4 %低い。さらに、地理的な要因に関してみてみれば、首都圏では平成 7 年秋から平成 9 年春にかけて渇水が起き、横浜市においても平成 7 年 12 月から平成 8 年 2 月にかけて給水制限が実施され、その影響で使用水量が減少し回復していないという事実がある。これは横浜市民の節水に関する意識がたかまり、その結果節水行動につながったものと思われる。このように、横浜市民の節水に関する意識は体験に根ざしているだけに、こうした意識も水需要予測では無視できないと思われる。その他、宇都宮市では自家用井戸と水道を併用している世帯があり、今後地下水の悪化などにより水道水へ転換することが考えられる。

(4) なお、原告らは横浜市の 1 日最大給水量の予測についてほぼ横這いか、多少の減少傾向と述べている。しかし、甲第 41 号証によれば、予測が始まった平成 14 年度の実績をもとにした場合、低位シナリオ、中位シナリオそして高位シナリオのいずれもその将来の予測値は平成 14 年度の実績値を上回っている。また、原告らは、宇都宮市の 1 人 1 日最大給水量が増加していることについて、「横浜市との比較を試みた上でこうした増加の非合理性は明白だ」、「宇都宮市も横浜市並みの合理的予測を行うべきである」と主張している。しかし、宇都宮市と横浜市を比較すること自体に積極的な意義はなく合理性もないと言わなければならない。

(5) ところで、原告らは横浜市を例にとり水源について言及しているので、ここで水源との関りについて一言触れておくことにしよう。水道事業体におい

ては将来にわたり常に安定給水を図ることが求められていることはすでにいくどなく主張してきたことであるが、安定給水を水源との関係で見れば、「水源余裕率」という指標で表現することができる。すなわち、水源余裕率とは「解説 水道事業ガイドライン」〔社団法人日本水道協会(平成17年)〕(乙第8号証)において規格化された業務指標であって、1日最大配水量(給水量)に対して確保している水源水量にどの程度の余裕があるかを示すもの、端的に言えば渇水に対する安全度を示す指標である。さて、水源余裕率の算出式は、 $\text{水源余裕率} = [(確保している水源水量} \div 1\text{日最大配水量}) - 1] \times 100$ で、数字が大きければ大きいほど水源に余裕があることを示す。宇都宮市における水源余裕率は平成17年度の数値をもとにすると、 $[(202,000 \text{ 立方㍍/日} \div 197,218 \text{ 立方㍍/日}) - 1] \times 100 = 2.4\%$ となる。この「2.4%」という数字は、水道事業ガイドラインに掲載されている他の自治体(例えば横浜市の場合38.3%)と比較しても小さい値となっていることが分かる(下記「一覧表」参照)。参考までに、横浜市の平成15年度の上水道の水源水量は1,878,300立方㍍/日、1日最大給水量は1,358,200立方㍍/日となっている〔水道統計施設・業務編(平成15年度)社団法人日本水道協会より〕(乙第9号証)。

水道事業体の公表業務指標値一覧表(平成15年度)

(単位:%)

業務指標名	東京都	横浜市	札幌市	豊中市	旧松江市
水源余裕率	25.6	38.30	55.6	41.3	12.95

業務指標名	名古屋市	岡山市	坂出市	会津若松市	彦根市
水源余裕率	66.3	22.9	10.9	43.3	51.4

(解説 水道事業ガイドライン別添資料より)

5 「同『3 被告の予測手法の問題点』」(8頁)

- (1)宇都宮市が水需要予測を行うに至った経緯及び水需要予測にあたっての考え方を補充するならば、宇都宮市水道事業を取り巻く環境は景気低迷や人口の

伸び悩みなどにより変化し、水需要予測において計画値と実績に乖離が生じ、また改定された第4次宇都宮市総合計画基本計画の将来人口推計やその経済フレームとの整合をはかる必要があるとの政策的判断にもとづき水需要予測の見直しを行うこととしたものである。ところで、水需要予測にあたっては多くの水道事業体が使用している「水道施設設計指針」〔社団法人日本水道協会（平成12年）。以下単に「指針」と言う〕（乙第10号証）を踏まえて客観的・合理的な手法を用いて実施することとした。そして指針には、

- ①「時系列傾向分析による推計」（過去の使用水量又は原単位の傾向が今後とも続くものとみなし、実績の趨勢に最もよく適合する傾向線を用いて推計する方法）や、
- ②「重回帰分析による推計」（水需要の変動に関係が深い社会・経済等の要因を説明変数として回帰モデルを設定し、これに説明変数の将来値を与えて予測する方法）

などの推計方法が記されている。ちなみに、宇都宮市ではそのうち「重回帰分析による推計」を採用している。それは、平成14年度に改定された第4次宇都宮市総合計画基本計画の将来人口推計やその経済フレームについて水需要予測との整合性が求められたため、総合計画基本計画で示された宇都宮市の将来像と水需要とについて関連の深い要因についてさらに分析を重ね、その結果をもとに水需要予測を行うことが合理的であると判断したからである。原告らが取り上げた横浜市と宇都宮市との間には上述のとおり様々な点で少ながらぬ違いがあるだけでなく、予測時期が異なる。こうした差異を考慮すれば宇都宮市が横浜市とは異なる推計方法を採ることも十分合理性がある。なお、宇都宮市が採用した重回帰式は国が策定した「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」においても採用されている。

(2)ところで、宇都宮市における水需要予測の推計は別紙3のような手順で実施されている。

①まず用途ごとに小口径（主に生活用）、中・大口径（主に業務、営業、工場用）に分類したうえで個別に推計を行う。

②小口径に関する従来の考え方は、核家族化の進展や生活水準の向上により増加してきた事実を踏まえ、将来の水需要も同様な傾向で推移するものと仮定に立つもので、こうした仮定をもとに推計をおこなってきた。

③しかし、今回の予測〔平成 14 年度（平成 15 年 3 月）〕においては、近年の水需要の動向が従来の増加要因（核家族化の進展、生活水準の向上）と同様な傾向で推移するかどうか必ずしもはっきりしないという認識のもと、むしろ水需要に関係が深い社会経済の要因をもとに重回帰分析による推計を用いて算出することとした。算出に当っては、主に生活用であることから、水需要に関連するさまざまな要因（その中には、使用水量が増加する要因として平均世帯人員や水洗化率をまた使用水量が減少する要因として節水している割合）を検討したうえで、相関分析を行い実績と相関関係が高い家計消費支出と水洗化率を選択したうえで重回帰モデル式を作成した。

④「生活原単位と要因の相関分析の結果」

言うまでもなく水需要予測は長期的なものである。そこで、昭和 61 年度から平成 12 年度までの 15 年間における生活原単位の実績と各要因の間に統計的な有意性が認められるかについて相関分析を試みた。ちなみに、相関係数の絶対値が 1 に近いほど相関が強いことを示す。その結果、水洗化率の相関係数は 0.91、家計消費支出は 0.96 という高い数値が出ており、そこには十分な有意性が認められている。また、要因と生活原単位の関係についても、水洗化率が高くなることにより水使用量が増加し、同様家計消費支出の増減によって生活水準が変わりその結果水使用量が変化することも考えられる。

水洗化率と家計消費支出をもとにした予測式の作成結果も、モデル式の適合度を示す重相関係数は 0.9418 となっており統計的な妥当性を有していると判断できる。上述のとおり、重相関係数の絶対値が 1 に近いほど回帰式のあてはま

りがよいことを意味するのであって、横浜市においても、家計消費支出と類似した市民所得を要因として加えたうえで予測式を作成し将来の水需要予測を行っている。このように家計消費支出が水需要に関係が深い要因であると考えられる。なお、栃木県内における平成16年度の1人1日最大給水量の実績は454リットルであり、こうした数字と比較してみても宇都宮市が出た将来値464リットルが妥当な値であることを示すものと言えよう(乙第7号証16頁)。

6 「第5 その他の被告の主張の誤り『1 最近の水需要の動向について』」(1頁)

被告「答弁書(2)別紙2 (3)(3頁)」や「準備書面(4) 4 「第2 宇都宮市の水需要の現状『2 今後の動向』」(3頁)において主張したとおり、水洗化率の向上や景気の回復基調などにより長期的には緩やかに増加するものと考えている。

7 「同『2 有収率について』」(12頁)

(1)被告「準備書面(4) 7 「同、『3 宇都宮市の有収率の問題点』」(14頁)]

(5頁)において主張したとおり、現状を踏まえたうえで有収率の向上に取組んでいるだけでなく今後も継続して実施するものであって、怠惰な水道行政と批判されるいわれはない。実際、平成16年度末現在、栃木県内の水道事業体における有収率の状況、例えば平均有収率は84.0%であって、宇都宮市の有収率85.4%は平均値を上回るもので特に低いというわけではない(乙第7号証)。

(2)さらに、平成17年度末現在宇都宮市では約2,719キロメートルの配水管が布設されているが、有収率の向上を図るために平成元年度から平成17年度までの間に約246億円のコストをかけて、漏水を未然に防止するための石綿管、老朽インチ管、老朽ポリエチレン管の布設替事業及び漏水調査や漏水修繕工事、並びに配水区域の水圧を適正に保持するための制御所の整備事業などが実施さ

れた。ちなみにこの期間有収率は昭和 63 年度末の 78.55 % から平成 17 年度末には 85.01 % と 6.46 ポイント上昇している。決して手をこまねいているわけではない事実を指摘しておきたい。

(3)なるほど、原告らが述べるとおり有収率の向上の重要性は否定できないが、上述のとおりこれまでの宇都宮市の対策からも明らかのように、有収率を向上させるためにはそれなりのコストつまり多額の事業費と長い期間を要する。水需要予測に際してはこのような現実も踏まえる必要がある。要するに、有収率の目標値をどのように設定するか、これは水道事業体の経営におけるすぐれて政策的な判断にゆだねられると言うべきである。

8 「同『3 保有水源の評価について』」(14 頁)

(1)取水施設の構造は本質的に渇水時や洪水時などさまざまな流況の変化に対応しつつ安定的に取水できるもの、同時に安全でしかも容易に維持管理できるものでなければならない。スクリーンの設置に当たってはそうした点が勘案される必要がある。

(2)ところで、松田新田浄水場の水を取り入れている高間木取水場では、既にスクリーンに除塵機が設置され、この除塵機をもって大きなゴミは取り除いている。ただし、余りに小さなゴミはスクリーンを通過してしまう。もちろんスクリーンの間隔を狭くすればより小さいゴミを除去することができる。しかし、その場合スクリーンの目詰りや機器の故障が多くなり、その結果十分な取水ができなくなる可能性が高くなる。また、小さなビニールや水草などの多くは水面近くを流れるため、オーバー管からの排水で効率よく除去することができる。さらに、最近では油類等が流入する事態が増加しているが、そうした場合でもオーバー管からの排水により油の被害を少なくすることできるという長所がある。

(3)ちなみに、指針は、取水口について「河川や貯水池流域の環境により、多量の塵芥や水草などの流入が想定される場合には、除塵機を設置して機械力により

除去する必要がある。この場合は、塵芥や水草などの質や量並びに維持管理の方法などを考慮して適切な除塵機の機種を選択するものとする。」と指示しており、ほとんどの場合除塵機を設置して対応している。

(4)要するに、原告らの主張は単に取水口のみに拘った主観的なものにすぎない。なお、白沢水源については、被告〔準備書面(4) 10 「第4 宇都宮市の十分な保有水源『1 宇都宮市の保有水源(1) 被告らの主張』」(20頁)〕(7頁)や〔準備書面(4) 11 「第4 宇都宮市の十分な保有水源『1 宇都宮市の保有水源(2) 2003年に行われた一部水源の切捨て』」(7頁)において述べたとおり省令にもとづいたものであって、十分な根拠を有している。

9 「同『4 淨水コストの比較について』」(15頁)

宝井水源については、被告〔準備書面(4) 12 「同、『2 宝井水源のクリプトスピリジウム問題と浄水コスト(1)クリプトスピリジウム問題』」(24頁)〕(8頁)において、主張したとおり、また浄水コストについては、被告〔準備書面(4) 13 「同、『2 宝井水源のクリプトスピリジウム問題と浄水コスト(2) 浄水コストの不当な比較』」(26頁)〕(9頁)において主張したとおりである。

10 「第6 まとめ」(16頁)

被告〔準備書面(6)「第1 財務会計行為」〕(1頁)において既に主張したとおりである。つまり水需要予測についてこれまで必要に応じて見直しを適切に行ってきました。また、水需要予測は平成32年度までという長期的な予測であって、短期的な実績値と予測値との乖離だけで判断できるものではない。さらに、水需要予測はこれはある意味では政策的なものであり、少なくとも本件に関する限り本件支出の違法に結びつくものではない。これらはことあるごとにこれまで縷々主張してきたところである。

また、被告〔準備書面(4)21 「同、『3 結論』」(33頁)〕(15頁)において既に主張したとおり、水道事業者には常に安全で安定した給水を行うことが求められており、そのためには確実に水源が確保されていなければならない。また、水源の確保には相当長期間を要するものであって、それはまた段階的計画的に増加するもので、需給が逼迫してから簡単に手当てできるものではない。そのためには、予め先行的に水源確保を進めることが必要不可欠である。宇都宮市はそうした長期的な視野に立ち、その上で将来の水需要予測や水源構成を踏まえ、湯西川ダム建設事業への参画はこれからの中都宮市の発展のために欠くことのできない重要な施策であるとの政策的判断のもと、議会の承諾を得て決定した。原告の「恣意的に著しく過大な水需要予測を行っている」という主張や「行政裁量の範囲を逸脱した違法な行為と評価されなければならない」との指摘は失当と言わなければならない。

(別紙 1)

宇都宮市水道事業の沿革概要

大正元年 創設事業認可

給水人口 80,000 人

1 日最大給水量 10,000 m³/日



昭和 24 年度 応急拡張増補改良

給水人口 80,000 人

1 日最大給水量 16,800 m³/日



昭和 29 年度 第 1 期拡張事業認可

給水人口 100,000 人

1 日最大給水量 35,000 m³/日



昭和 35 年度 第 2 期拡張事業認可

給水人口 200,000 人

1 日最大給水量 70,000 m³/日



昭和 40 年度 第 3 期拡張事業認可

給水人口 279,000 人

1 日最大給水量 120,000 m³/日



昭和 45 年度 第 4 期拡張事業認可

給水人口 410,000 人

1 日最大給水量 225,100 m³/日



給水人口 460,000 人

1 日最大給水量 255,100 m³/日



給水人口 525,700 人

1 日最大給水量 310,000 m³/日



給水人口 565,300 人

1 日最大給水量 320,000 m³/日



平成 11 年度 第 6 期拡張事業変更

給水人口 550,700 人

1 日最大給水量 310,000 m³/日

(計画給水人口及び1日最大給水量の減であるため、水道法第10条の規定により国の認可対象外)



平成15年度 第6期拡張事業再変更

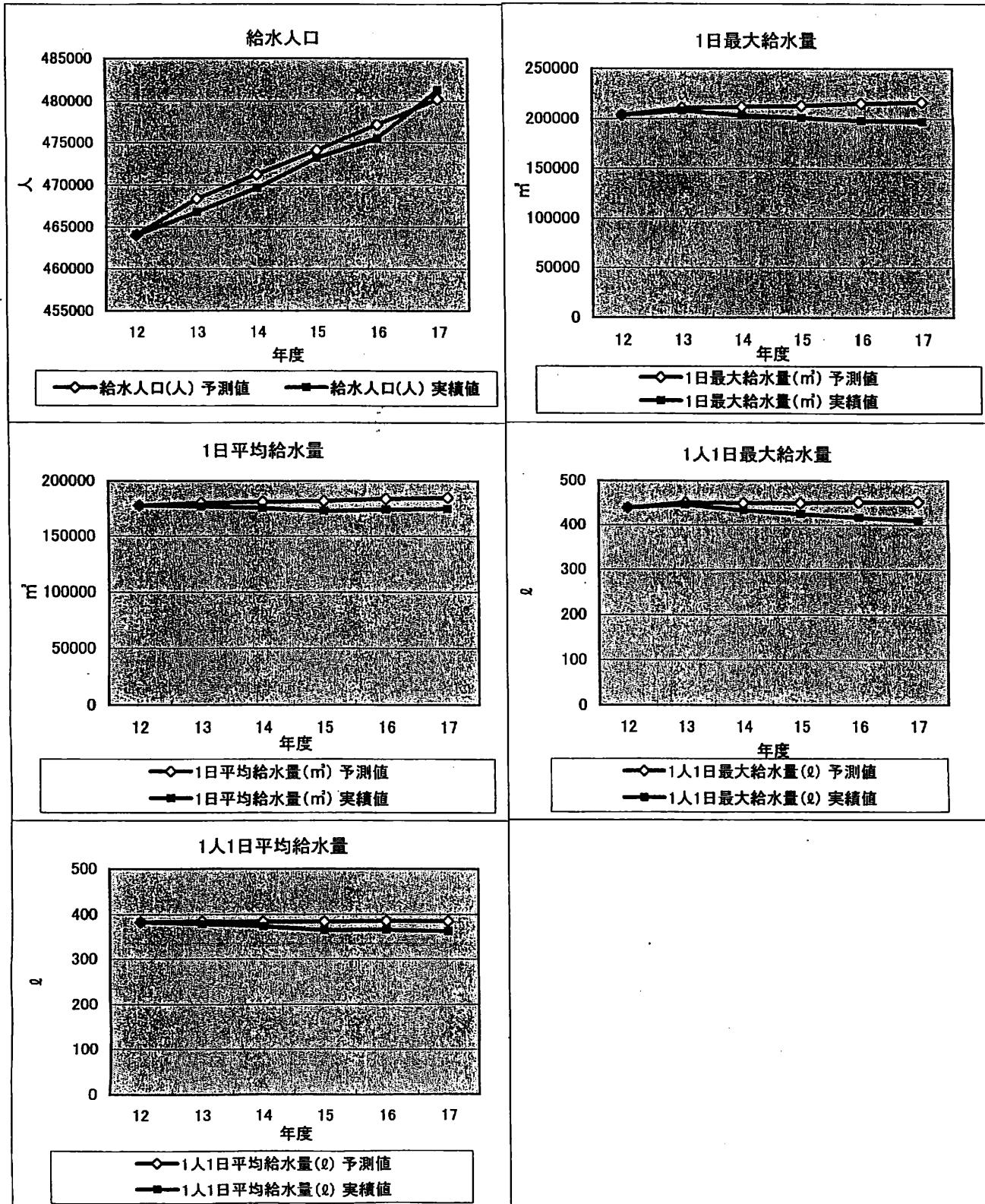
給水人口 490,500 人

1 日最大給水量 226,000 m³/日

(計画給水人口及び1日最大給水量の減であるため、水道法第10条の規定により国の認可対象外)

水需要の予測と実績

項目		平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)
給水人口 (人)	予測値	464,051	468,340	471,250	474,070	477,140	480,180
	実績値	464,051	466,768	469,622	473,198	475,518	481,269
1日最大給水量 (m³)	予測値	203,630	211,200	212,200	213,200	215,500	216,800
	実績値	203,630	208,407	203,413	200,936	198,060	197,218
1日平均給水量 (m³)	予測値	177,760	180,171	181,041	181,873	183,841	184,953
	実績値	177,760	176,773	175,466	172,804	174,251	174,647
1人1日最大給水量 (ℓ)	予測値	439	451	450	450	452	452
	実績値	439	446	433	425	417	410
1人1日平均給水量 (ℓ)	予測値	383	385	384	384	385	385
	実績値	383	379	374	365	366	363



(別紙 3)

